歩行者利便増進道路利用計画調書

東京国道事務所

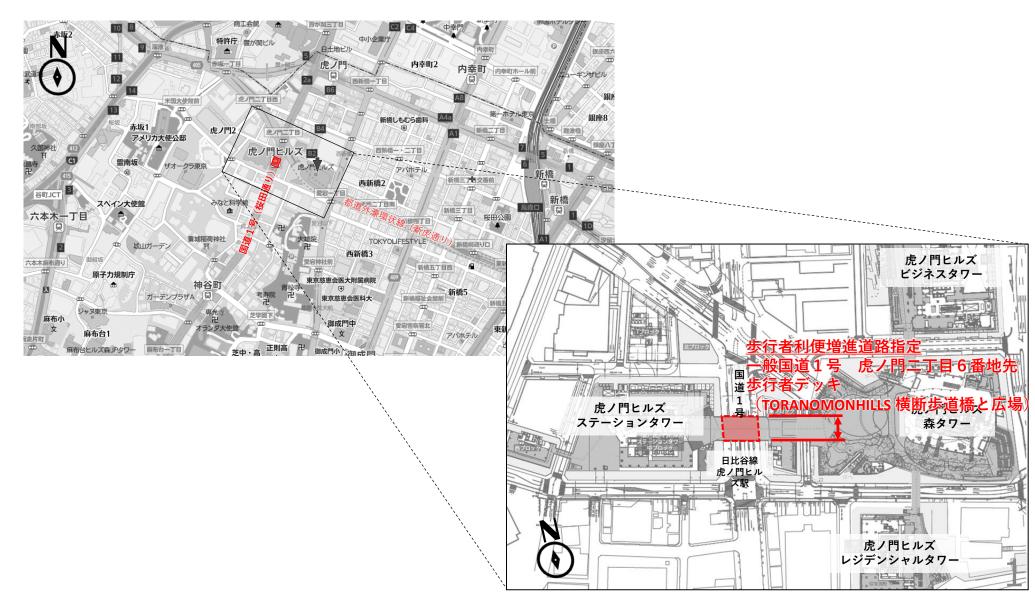
<u>路線名:一般国道 1 号</u>						
步行者利便增進道路	利便増進施設	占用主体	占用面積	占用期間	步行者利便増進道路	備考
/利便増進誘導区域	として認める物件				利用計画検討会で定	
として指定する区間					めるその他の事項	
東京都港区虎ノ門	ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に	虎ノ門ヒルズス	424.4 m²	R7.10.1 ∼	特になし	
二丁目6番地先	寄与するもの(例:アート等)	テーションタワ		R12.3.31		
(歩行者デッキ	イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の	ー管理組合				
(TORANOMON HILLS	利便の増進に資するもの	管理者				
横断歩道橋と広場))	(例:テーブル・椅子等)	森ビル株式会社				
	ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に					
	資するもの					
	エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行					
	者の利便の増進に資するもの					
	(例:移動式販売車、キオスク等)					
	カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類す					
	る催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に					
	資するもの					
	(ア) 広告塔その他これに類する工作物					
	(例:電飾・装飾等)					
	(イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設(例:可動					
	式テント・屋台・ブース等)					
	(ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ					

【歩行者利便増進道路指定について】

■歩行者利便増進道路指定

【路線名】一般国道1号

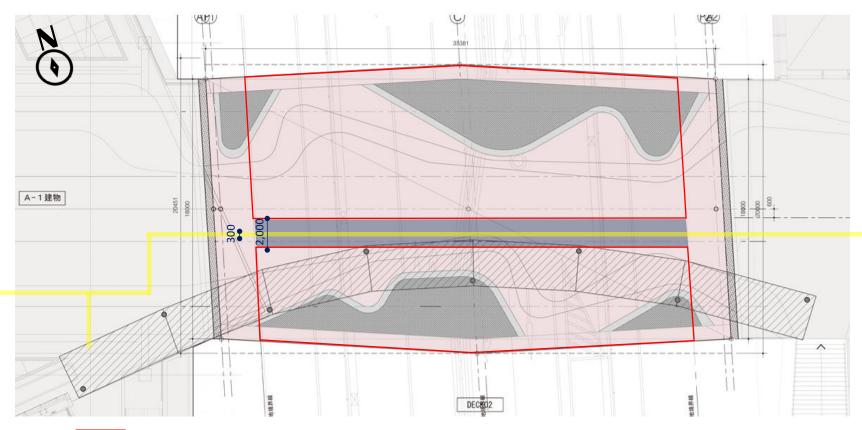
【場 所】東京都港区虎ノ門二丁目6番地先(歩行者デッキ(TORANOMONHILLS 横断歩道橋と広場))



【利便増進誘導区域について】

- ・利便増進誘導区域の指定においては、以下の区域図のとおり、視覚障害者誘導ブロックを含めた<u>2 mの幅員を</u> <u>歩行者通路として指定から外す</u>。
- ・さらに<u>利便増進誘導区域内に追加の2mを運用上確保し、歩行者通路としては合計4mの幅員を確保</u>する。

【利便增進誘導区域】



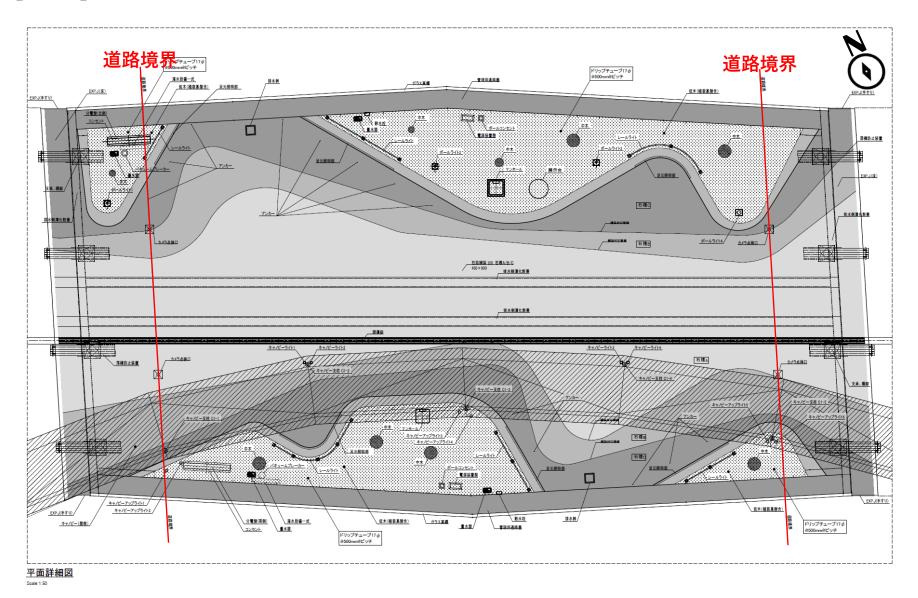
:利便増進誘導区域

: 指定公示の範囲から外す歩行者通路部分(2 m幅員)

※さらに利便増進誘導区域内に追加の2mを運用上確保し、歩行者通路としては合計4mの幅員を確保する。

【参考図面】一般国道1号 歩行者デッキ(TORANOMONHILLS 横断歩道橋と広場)

【平面図】



【参考図面】一般国道1号 歩行者デッキ(TORANOMONHILLS 横断歩道橋と広場)

